

## 北方町コロナに負けるな事業補助金交付要綱（案）

### （事業の目的）

第1条 本事業は新型コロナウイルス感染症の影響により、業績が著しく悪化している北方町内の事業者の健全なる経営運営を図ることを目的とする。

### （事業の期間）

第2条 本事業の期間は、令和2年7月1日から同年12月10日までとする。

### （補助対象事業者）

第3条 補助対象者は、北方町商工会員で北方町内において事業を営む小規模事業者とする。

2. 次の(1)～(3)をすべて満たしていること

(1) 北方町商工会員であり、北方町内で事業を6か月以上（令和1年12月末日時点）営む小規模事業者の事業者であること。

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年1月以降の売上げが最も減少した月の売上が、次のいずれかに該当すること。

① 前年同月比で売上が50%以上減少していること

② 業歴6か月以上1年未満の方は、前年度の売上平均より今年の一か月が50%減少していること

(3) 北方町税等の滞納がないこと

### （補助対象経費）

第4条 補助対象経費は経営維持、設備投資、販路開拓につながる事業で、当会の「販路開拓事業助成金」や国県等の新型コロナウイルス感染症対策補助金交付を受けていない、または申請していない事業とし、具体的な補助対象経費は次のとおりとする。

(1) 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に関する事業

- ・テレワークの実施に係る機器、ソフトウェア等の導入に要する経費
- ・パーティションや仕切り板等の購入に要する経費

(2) 経営再建に関する事業

- ・コンサルティングに要する経費
- ・事業用資産（設備、建物、土地等）の売却に要する経費

(3) 商品開発に関する事業

- ・新たな商品、製品及びサービスの開発に要する経費

- ・新たな商品、製品及びサービスの生産並びに販売に必要な設備導入に要する経費
  - (4) 売上向上や販路開拓に関する事業
    - ・インターネット等を活用した新たな販路開拓に要する経費
    - ・インターネット販売の追加及び強化に要する経費
  - (5) 固定経費削減に関する事業
    - ・作業効率を大幅に向上させる機器等の導入に要する経費
    - ・省エネ効果のある機器等への更新に要する経費
  - (6) 人材育成・確保に関する事業
    - ・従業員のスキルアップのための研修に要する経費
    - ・eラーニング等を活用した研修に要する経費
    - ・就職及び転職情報サイトへの掲載に要する経費
  - (7) 働き方改革・職場環境改善に関する事業
    - ・サテライトオフィス（試験導入も含む。）の導入に要する経費
    - ・働き方改革、生産性向上等のコンサルティングに要する経費
  - (8) 広告・宣伝に関する事業
    - ・新型コロナウイルス感染症対策のPRに要する経費
    - ・ホームページの開設及び充実強化に要する経費
    - ・新聞、雑誌、インターネット等への広告に要する経費
    - ・チラシ、DM等の作成及び発送に要する経費
2. 補助金の交付額は、補助対象経費の3分の2以内の額（その額に1千円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てた額）とし、10万円を上限とする。

（補助金申請）

第5条 助成金の交付を受けようとする事業者は、事業開始前に次に掲げる書類を添付して北方町商工会長（以下「商工会長」という）に提出しなければならない。

- (1) 北方町コロナに負けるな事業補助金交付申請書（第1号様式）
- (2) 事業計画書（別紙1）及び収支予算書兼補助対象経費積算明細書（別紙2）  
（経費積算根拠を確認できる見積書等を添付する）
- (3) 町内に事業所を有する法人または個人事業主（市内に住所を有する者に限る）であることが分かる書類  
（法人事業概況説明書の控え、履歴事項全部証明書、直近の所得税確定申告書の控え等の写し）
- (4) 50%以上の売上減少が分かる次のア～エのいずれかの書類

ア 新型コロナウイルス感染症の影響による売上減少の申告書（第 2 号様式）

※アの書類を用いる場合は、50%以上の売上減少が比較できる次のいずれかの台帳等の写しを添付すること

- 1) 令和 2 年 1 月以降、最も売上が減少した月の売上と前年同月の売上の比較
- 2) 業歴 6 か月以上 1 年未満の場合は、令和 2 年 1 月以降、最も売上が減少した月と次のいずれかの平均売上の比較
  - a 過去 3 か月（最近 1 か月を含む）の平均売上
  - b 令和元年 10 月から 12 月までの平均売上

イ 持続化給付金給付通知書の写し

ウ セーフティネット保証 4 号または 5 号認定申請書の写し

エ 危機関連保証認定申請書の写し

(5) 町税の完納証明書

(6) 北方町コロナに負けるな事業補助金からの暴力団排除に関する確約書（第 3 号様式）

(交付決定)

第 6 条 商工会長は交付申請があった場合は、当該申請に係る内容を審査し事業内容が妥当であると認めたときは、北方町コロナに負けるな事業補助金交付決定通知書（第 4 号様式）により申請者に通知しなければならない。

(補助事業の変更)

第 7 条 交付申請後に、補助事業の内容を一部変更または中止や廃止をしようとする場合、補助対象事業者は北方町コロナに負けるな事業補助金変更交付等申請書（第 5 号様式）を北方町商工会長あて提出する。

(補助事業変更の確定)

第 8 条 商工会長は、前条の規定による変更交付等申請書を受理したときは、変更内容が補助金の交付の決定内容に適合すると認めた場合は、北方町コロナに負けるな事業補助金変更交付等決定通知書（第 6 号様式）を補助事業者あて交付する。

(事業完了報告)

第9条 補助金の交付決定を受けた事業者は、事業終了後すみやかに北方町コロナに負けるな事業補助金実績報告書（第7号様式）と、次に掲げる書類を添付して商工会長に提出しなければならない。

- ①補助対象事業に係る支払金額が確認できる書類等
- ②補助対象事業が完了したことが確認できる書類・写真等
- ③前各号に掲げるもののほか、商工会長が特に必要と認める書類

（補助金額の確定）

第10条 商工会長は、前条の規定による実績報告を受理したときは、補助事業の実績結果が補助金の交付の決定内容に適合すると認めた場合は、補助金額の確定を行い当該補助事業者に補助金を交付するものとする。

（補助金の交付決定の取り消し）

第11条 商工会長は、補助金の交付決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき
- (2) 助成金を当該補助対象事業以外の用途に使用したとき
- (3) 計画の承認が取り消されたとき
- (4) 正当な理由なく、第6条の規定による実績報告書等の提出をしないとき
- (5) 前各号に掲げるもののほか、補助金の交付条件又はこの要綱に違反したとき。

（報告等）

第12条 商工会長は、助成金に関し必要があると認めたときは、補助金の交付を受けた者に対し報告を求め、文書を提出させ、又は実地に調査を行うことができる。

（委任）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は商工会長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

# 予 算 (令和2年度)

## 収 入

科 目	金 額
北方町補助金	1,000,000円
商工会(自己資金)	200,000円
合 計	1,200,000円

## 支 出

科 目	金 額
企業への助成金	1,200,000円
合 計	1,200,000円